

広島県告示第二百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十六年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	主たる事務所 の所在地	名 称	名 称	所 在 地	介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 廃 止 し た 事 業 所	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
医療法人社団 聖仁会	広島県庄原市 西本町二丁目 一五番三十一号	医療法人社団 神田会	医療法人社団 神田会木曾病 院	広島県尾道市 神田町二番二 四号	介護予防通 所リハビリ テーション	介護予防通 所介護	平成二六年 二月二八日
株式会社こむ ろ	広島県府中市 出口町三八六 番地一	デイサービス ゆうらく	介護予防通 所介護	広島県府中市 出口町三八六 番地一	介護予防通 所介護	介護予防通 所介護	平成二六年 二月二八日
医療法人社団 聖仁会	広島県庄原市 西本町二丁目 一五番三十一号	通所介護花ば たけ	介護予防通 所介護	広島県庄原市 三日市町二二 八番地三	介護予防通 所介護	介護予防通 所介護	平成二六年 二月二八日